

海洋教育パイオニアスクールプログラム
2020年度募集要項

2020年度 海洋教育パイオニアスクールプログラム

【単元開発部門】募集要項

1. 目的

海洋国である我が国にとって、海と共に生きる意識と資質・能力、そして態度を有する人材の育成は重要課題であり、海洋基本法においても海洋に関する国民の理解増進を掲げ学校教育等における海洋に関する教育の推進を謳っています。

このような観点から、日本財団、東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター、笹川平和財団海洋政策研究所では、海と人との共生を目指し、海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する、海洋教育の普及充実に進めています。

海洋教育パイオニアスクールプログラムは、海洋教育を実践する学校や教育委員会等に対する支援（助成）を通じ、海洋教育カリキュラムの開発と海洋教育の担い手の育成を行うことで、学校での海洋教育の面的な広がりや質的な向上を図ることを目的としています。

2. 主催

日本財団
東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター
笹川平和財団海洋政策研究所

3. 後援

文部科学省

4. 対象

全国の国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（3年生まで）

5. 募集内容

海洋に関するカリキュラムの開発に対し助成します（教科や単元実施の期間や長さ（時間数）は問いませんが、該当する教科・領域等の年間指導計画に位置付いていることが必要です）。

また、2020年度は以下のテーマに関わる活動を重点的に募集いたします。

重点テーマ：

- ・海洋ごみの問題点や解決策、および私たちの生活との関係を探る学習
- ・地球温暖化と海洋、および私たちの生活との関係を探る学習
- ・SDG14「海の豊かさを守ろう」の理解を深めるための学習 ※別紙「補足説明資料」参照

6. 対象期間

2020年4月1日～2021年3月31日に実施される学習活動が対象となります。

7. 申請受付期間

2019年10月1日（火）～11月30日（土）

8. 助成件数

200 件程度

9. 助成金額

上限 30 万円

10. 申請条件

- ・ 指導計画に位置づいた活動が対象となります。なお、指導計画に位置づいた活動であれば、部活動やボランティアなど、課外活動を含めることは可能です。
- ・ 複数申請は禁止とします（1 校 1 件のみ）。
- ・ 所管教育委員会の指導主事、もしくは学校長等による実践の視察、評価を得るようになさってください。
- ・ 様々な学校に実際の学習活動を見て頂けるよう、可能な範囲で授業の公開にご協力ください。場合によってはメディアの取材をお願いする可能性もあります。
- ・ 同一校への助成は原則的には 3 年とします。ただし審査において更なる展開が期待できると判断された場合や、これまでに本プログラムに採択された貴校の活動とは異なる内容の申請についてはこの限りではありません。

11. 終了時に求められる提出物

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1)実施概要：活動全体の概要を写真とともに指定のフォーマットで紹介するもの(2)学習内容報告書：実施した単元毎に、学習内容を指定のフォーマットで記載したもの(3)教材：授業のために開発した資料、ワークシートなど(4)自己評価シート：全体を振り返って良かった点、反省点などを自己評価いただくもの(5)支出報告：収支・会計についての報告 |
|---|

※(1)(2)(4)(5)は別添のフォーマットを使用して作成し、デジタルデータで提出していただきます。

※ご提出いただく成果物や写真等は、教育・研究活動や普及活動のため、印刷物・ポスター・web サイト等を通じて発信・使用させていただきます。

12. 海洋教育研究会（成果報告会）

2021 年の夏から秋頃に東京にて、2020 年度の実践に関してご発表いただける教員を対象とした海洋教育研究会の開催を予定しておりますので、積極的な発表・参加をご検討ください。採択後、詳細についてご案内いたします。なお海洋教育のモデルとして優れた実践の表彰も検討しています。

13. 審査の視点

助成校は以下の視点から総合的に審査し、決定致します。審査の過程で申請内容についてヒアリングさせていただく可能性があります。

- ・実施内容と海洋との関連性が明確であるか
- ・海洋教育の面的な広がりと質的な向上に寄与できるか
- ・実施内容を通して育成を目指す資質・能力が明確であるか
- ・他校にはない新規性やユニークさ、学校や地域の独自性や創意工夫等の有無
- ・校内で組織的に取り組む体制、家庭・地域との連携の有無
- ・これまで継続してきた活動の場合、本プログラム（助成金）を活用した発展・改善計画に具体性があるか
- ・支援期間終了後、継続的な活動や更なる取り組みへの展開が期待できるか
- ・予算の合理性・妥当性
- ・4回目以上の申請の場合は、これまでに本プログラムに採択された貴校の活動とは異なる内容の申請であるか

※なお、新たな単元が開発されるのであれば、異なる活動と見なします。既に開発した単元の改善・修正のみでは4年目以降の継続助成は認められません。

14. 対象となる経費

以下を参考に、各学校・自治体の会計規則などにあわせてご作成ください。

| 費目 | 内容 |
|---------|---|
| 諸謝金 | 授業や研究発表会等への外部派遣講師など専門家に対する謝金 ※一回あたりの上限は2時間あたり30,000円を目安とします。 |
| 旅費交通費 | 校外活動や研究発表会等の実施に関連する交通費、他校の取り組み見学や勉強会へ出席するために必要な旅費など |
| 消耗什器備品費 | 授業や研究発表会等に直接必要な機材や備品等の購入費 ※申請する海洋教育を進める上で必要なものであることを条件とします。 ※使用目的を明確に記載してください（内容によっては減額の可能性有り）。 |
| 印刷製本費 | 副読本・教材等の作成費 学習用プリント・研究発表会等で用いる配布物等のコピー費・印刷費など |
| 図書費 | 教材の購入費 |
| 通信運搬費 | 郵送料、宅配便代など |
| 委託費 | 授業を外部機関と連携して実施する際や教材を外部委託によって制作する際に係る委託費用 |
| 茶菓食事代 | 外部派遣講師との打ち合わせ等で提供する飲料代など |
| 雑費 | 少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費（保険料、写真代など） |

※これ以外の用途についてはお問い合わせください

15. スケジュール

| 2019年 | | | | 2020年 | | | 2021年 | |
|--------|------|-------|-----|----------|----|----|-----------|------|
| 9月 | 10/1 | 11/30 | 12月 | 1月 | 4月 | 6月 | 3/31 | 夏～秋頃 |
| ← 申請受付 | | | | ← 審査 | | | ← 授業実践 | |
| 募集要項発表 | | | | 助成校決定・内示 | | | 助成金振り込み | |
| | | | | 助成契約締結 | | | 提出物の提出期限 | |
| | | | | | | | 海洋教育研究会開催 | |

16. 申請方法

海洋教育パイオニアスクールプログラムウェブサイト (<http://www.spf.org/pioneerschool>) で申請書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえメールでお送りください。

送付先メールアドレス：pioneer.application@spf.or.jp

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 2019年10月1日(火)～11月30日(土) |
| 提出物 | 申請書 |
| 注意点 | <ul style="list-style-type: none"> 必ず学校長の承認を得てから申請してください。 複数申請は禁止とします。1校1件の申請をお願いします。ただし小中一貫および中高一貫校、義務教育学校、中等教育学校の場合は、小学校、中学校、高等学校に相当する課程からそれぞれ1件ずつの申請が可能です。 審査結果は決定後、速やかに通知します(2月上旬を予定)。決定前のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。 申請書は部門毎によって異なります。ご確認の上、該当の申請書にご記入の上申請してください。 申請内容に対する外部連携機関(NPO等)からの問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。 申請書は必ず指定のエクセルファイルにてご作成ください。昨年度までの申請書とは様式が異なります。ワードやPDFの形式では受け付けられませんのでご注意ください。 申請書は必ず申請受付用メールアドレス(pioneer.application@spf.or.jp)までお送りください。郵送・FAXでの申請は受け付けません。申請受付用メールアドレス以外へお送り頂いた申請書は受付対象外となりますのでご了承ください。 申請受付後、確認メールをお送りいたします。確認メールが届かない場合は、申請受付が完了していない可能性がありますので、事務局までお問い合わせください。 活動実施後、所定の様式にて提出物を送付いただきます(詳細は「11. 終了時に求められる提出物参照」。様式はウェブサイトの募集要項ページに掲載しておりますので予めご確認ください。 |

17. 申請にあたって

別紙「補足説明資料」を必ずお読み頂き、海洋教育についてご理解いただいた上で、申請内容をご検討ください。また単元計画の検討には、以下の書籍が参考となりますのでご活用ください。

「新学習指導要領時代の海洋教育スタイルブック：地域と学校をつなぐ実践」

編集：東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター / 発行：小学館、2019年

<http://www.cole.p.u-tokyo.ac.jp/news/1396>

「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン」 笹川平和財団海洋政策研究所

<https://www.spf.org/pioneerschool/useful>

「海洋教育パイオニアスクールプログラム 2016年度事例集」

<https://www.spf.org/news/pioneer2016casestudies.pdf>

「海洋教育パイオニアスクールプログラム 2017年度成果報告会資料」

<https://www.spf.org/news/pioneer2017seikahoukokukaishiryō.pdf>

18. その他

- ・実施に関する諸手続きについては、支援決定の際にご案内する「実施の手引き」をご覧ください。
- ・申請の際に収集した個人情報は、助成に関する事務手続き、助成金の募集案内、海洋教育に関連するイベント案内、アンケートの実施、その他各種お知らせのために利用します。
- ・授業実践においては、生命尊重、環境への配慮、法令や規則等の遵守をお願いします。

【運営事務局（お問い合わせ先）】

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル6F

笹川平和財団海洋政策研究所 海洋教育パイオニアスクールプログラム事務局

Tel: 03-5157-5279 Fax: 03-5157-5230

E-mail お問い合わせ先: ocean-education21@spf.or.jp

申請書送付先: pioneer.application@spf.or.jp

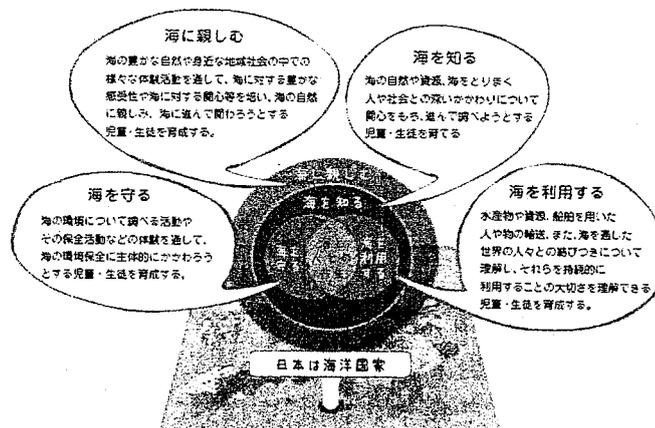
海洋教育は日本の未来を支える学校教育のテーマです

人類は、海洋から多大な恩恵を受けるとともに、海洋環境に少なからぬ影響を与えており、海洋と人類の共生は国民的な重要課題となっています。

海洋教育は、海洋と人間の関係についての国民の理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能とする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成を目指しています。この目的を達成するために、海洋教育は、海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する学習を推進します。

海洋教育の4つのキーワード

海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を利用」しながら「海を守る」ことの大切さを学ぶものです。



海洋教育に関する教育課程特例校

海洋教育に関する教育課程を設置している特例校の一覧です。(2018年9月3日時点)

| 所在地 | 学校名 | 科目名 |
|-----------|--------------|---------------|
| 岩手県洋野町 | 洋野町立中野小学校 | 海洋科 |
| 神奈川県逗子市 | 逗子開成中学校 | 海洋人間学科 |
| 東京都北区 | 北区立東十条小学校 | 海育科 |
| 東京都北区 | 北区立滝野川小学校 | 海育科 |
| 東京都北区 | 北区立王子桜中学校 | 海育科 |
| 東京都多摩市 | 帝京大学小学校 | 自然科 |
| 石川県能登町 | 能登町立小木小学校 | 里海科 |
| 愛知県刈谷市 | 刈谷市立富士松北小学校 | みどりと水の地球科 |
| 和歌山県串本町 | 串本町立橋杭小学校 | たていわタイム（海洋教育） |
| 和歌山県那智勝浦町 | 那智勝浦町立下里小学校 | 海の時間 |
| 和歌山県那智勝浦町 | 那智勝浦町立宇久井中学校 | 海の時間 |
| 宮崎県串間市 | 串間市立金谷小学校 | 海洋教育科 |
| 宮崎県日南市 | 日南市立南郷小学校 | 海洋科 |

参考ウェブサイト

- ・東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター <http://www.cole.p.u-tokyo.ac.jp/>
- ・笹川平和財団海洋政策研究所 <https://www.spf.org/opri-j/projects/education/propulsion/>

参考書籍

- ・「新学習指導要領時代の海洋教育スタイルブック：地域と学校をつなぐ実践」
編集：東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター / 発行：小学館、2019年
<http://www.cole.p.u-tokyo.ac.jp/news/1396>
- ・「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン」
<http://www.spf.org/opri-j/projects/education/propulsion/progress/>

重点テーマについて

海洋ごみ問題

近年、世界中の海に大量に漂う海洋ごみによって、海洋生物が絡まり事故や誤飲など直接被害を受けることはもちろん、漁業・海運業・観光業への経済的被害など、様々な世界的問題が生じています。特に、自然界で分解されにくいプラスチックごみは深刻な状況にあり、2050年には海を漂うプラスチックごみが海中の魚の総重量を超えるとの試算もなされています。その中でも、波や太陽光で砕かれ5mm以下の粒子になったマイクロプラスチックは、それに付着する有害化学物質と共に、海洋生物に取り込まれることによって、人体に影響を与えることが懸念されています。2019年6月28、29日に開催されたG20大阪サミット(主要20カ国・地域首脳会議)においても、海洋ごみ問題は主要なテーマとして議論され、プラスチックごみの海洋流出を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。その他にも、フランスで使い捨てプラスチック食器の使用を禁止する法律が世界で初めて制定されるなど、全世界でストローやレジ袋などのプラスチック製品を廃止する取り組みが広がっています。

海洋ごみは、洋上や沿岸部で発生するだけでなく、内陸部からも川を通じて海に流れ出ていきます。日本は一人当たり年間約32kgものプラスチック容器包装ごみを出しています。これは世界で2番目に多い量であり、その一部は回収されずに海洋に流出し、日本沖合の強い海流に乗って全世界にすばやく広がります。また、日本のプラスチックごみの回収率は国際的に高い水準にありますが、回収したプラスチックごみの多くは焼却処分され二酸化炭素の発生源になっていることにも注意が必要です。

参考ウェブサイト

- ・日本財団「2050年の海は、魚よりもごみが多くなるってホント?いま私たちにできる2つのアクション」
『日本財団ジャーナル』 <https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2019/20107>
- ・環境省「海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)対策」 https://www.env.go.jp/water/marine_litter/
- ・WWF ジャパン「海洋プラスチック問題について」 <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3776.html>
- ・United Nations Environment Programme(UNEP) "New report offers global outlook on efforts to beat plastic pollution"
<https://www.unenvironment.org/news-and-stories/press-release/new-report-offers-global-outlook-efforts-beat-plastic-pollution>

地球温暖化と海洋の関係

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの濃度増加に起因する地球温暖化によって、様々な地球規模の問題が生じており、私たちに大きな影響を及ぼしています。地球表面の 7 割を占める海洋も地球温暖化と密接な関係があります。海洋自体は CO₂ や熱を吸収することで温暖化をやわらげるはたらきをしています。その一方で、地球温暖化によって海水温が上昇すると、海面水位の上昇や台風の大型化が生じたり、サンゴ礁白化や海氷融解、磯焼けなど海洋生態系に大きな変化をもたらされたりするなど、人々の暮らしや地球の生命を脅かす問題につながります。特に、ツバルやキリバスなど南太平洋の島嶼国は、地球温暖化によって島全体が水没の危機にさらされています。

さらに、別の脅威として、大気中の CO₂ の濃度が上昇すると、海洋に CO₂ が溶け込んで全世界で海水の酸性化が進むことが、2013 年に発表された IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)第 5 次評価報告書 (AR5)で示されました。将来この海洋酸性化が進行すると海洋生物の骨格や殻が作りにくくなり、植物プランクトン、動物プランクトン、貝類や甲殻類の成長や繁殖を阻害して、海洋の生態系に深刻な問題がひきおこされることが懸念されています。

参考ウェブサイト

- ・茅根 創「地球温暖化と気象災害」『高等学校 地理・地図資料』2018 年度 3 学期号, 帝国書院
https://www.teikokushoin.co.jp/journals/geography/index_201803g.html
- ・気象庁「地球温暖化情報ポータルサイト」 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/index_temp.html
- ・WWF ジャパン「地球温暖化が進むとどうなる？」 <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/1028.html>
- ・環境省「IPCC 関連情報」 <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ipccinfo/>
- ・気象庁「海洋酸性化の知識」 https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/db/mar_env/knowledge/oa/oa_index.html

SDG14「海の豊かさを守ろう」

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2016 年から 2030 年までの国際目標です。SDGs は、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、1992 年の地球サミット (リオデジャネイロ「アジェンダ 21」策定) から 2012 年の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) の流れを組み込んで策定されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、その 14 番目のゴールが「Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development : 海の豊かさを守ろう」(SDG14) です。SDG14 には海洋生態系や水産資源などに関する 10 のターゲットが含まれており、それらの具体的な達成方法の模索や、SDGs そのものへの理解を深めることで、持続可能な社会の担い手となる児童生徒の育成につながると考えております。また、SDG14 に含まれるターゲットは、SDG2 (飢餓) や SDG13 (気候変動) といった他のゴールにも密接に関連しています。

参考ウェブサイト

- ・外務省「JAPAN SDGs Action Platform」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/>
- ・unicef「学校のための持続可能な開発目標ガイド」 <https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/>
- ・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン「目標 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」 <http://www.ungcjin.org/sdgs/goals/goal14.html>
- ・海洋政策研究所「SDGs における海洋に関するターゲット」『海洋白書 2018』第 1 章 第 1 節 2, 2018 年 3 月
<https://www.spf.org/global-data/user67/ISBN978-4-88404-347-6.pdf>

海洋教育を推進する根拠となる法律（抜粋）

「海洋基本法」（平成 19 年 7 月 20 日施行）

（海洋に関する国民の理解の増進等）

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2. 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

海洋基本法 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/about2.html>

「海洋基本計画」（第 3 期 平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）

第 1 部 海洋政策のあり方

2 海洋に関する施策についての基本的な方針

2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

（6）海洋人材の育成と国民の理解の増進

ア 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

海洋人材の育成は、幼少期から小学校・中学校・高等学校（以下「高校」という。）の初等中等教育段階における国土や産業の理解、気候に関する科学的理解、我が国の歴史と海との関わりについての理解を深めるなど、体験活動を含めた海洋に関する教育を推進することを通じて、海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業の存在や、その重要性を認識すること等により関心を持つところから始まる。

このため、小学校、中学校、高校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことも踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進する。

第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

（2）子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

○2025 年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。（内閣府、文部科学省、国土交通省）

○学校現場で活用できる副読本（インターネット上におけるものを含む。）の開発や、施設見学、キャリア教育の推進、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。特に、海洋に関する科学的な理解を深めるため、副読本において、大学・研究機関等における研究開発の最新の状況を児童生徒の発達段階に応じて解説・情報発信する。（文部科学省、国土交通省）

○海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。（文部科学省、農林水産省、国土交通省）

海洋基本計画 <https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan.html>